

京都市消防局訓令乙第7号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表救助隊員の項中

2 年
1 年

を

定めない。

に改め、同表救急隊員

の項中

定めない。
2 年
1 年
2 年

を

定めない。

に改め、同表航空隊員の項中

「

1 年
2 年
1 年

を

定めない。

に改める。」

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局総務部施設課)